

# 第 28 回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 9 日

上富良野町農業委員会

## 第 28 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和7年10月9日(木) 午後4時00分から午後4時40分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川岩夫	2	春名 正義	3	荒 仁
4	荻子 弘記	5	對馬 徹	6	前田 満
7	沼沢 春美	8	向山 直	9	菊地 信幸
10	内田 透	11	谷口 弘道	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第2 諮問第1号 農用地利用集積等促進計画案の作成について
- 日程第3 諮問第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成について  
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第4 諮問第3号 農用地利用集積等促進計画案の作成について  
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第8 議案第4号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	林下 里志	主事	川崎 琢巳
------	-------	----	-------

8 会議の概要  
開会（午後4時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。  
只今より、第28回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。  
定数に達しておりますので、これより第28回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、  
6番 前田 満 君 7番 沼沢春美 君 を指名いたします。

---

議長

日程第2 「諮問第1号 農用地利用集積等促進計画案の作成について」の件を議題といたします。  
諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局

諮問第1号について、ご説明いたします。  
農用地利用集積等促進計画案を定めるにあたり、所有者及び借受予定者との利用調整がなされ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する。と認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条及び第19条並びに農地中間管理事業の規定等に基づき、貴会の意見を求める。  
なお、次の計画案のとおり認可申請されれば即日公告できるものとする。

令和7年10月9日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積等促進計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件等を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、諮問第1号朗読。

1の1

出し手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は1筆合計で42,164㎡です。事業は農地売買等事業の貸付タイプです。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

---

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
諮問第1号 1の1 について、提案に関する補足説明を願います。  
「11番、谷口弘道 委員」

---

谷口委員

11番 谷口です。諮問第1号 1の1 について、補足説明いたします。

1の1

出し手 札幌市の 北海道農業公社

受け手予定者 〇〇〇〇の 〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区 〇〇道路沿いになります。

旧保有合理化事業により、北海道農業公社と5年間賃貸することになりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

内田委員

附表になぜ「\*1%」の記載があるのか。

事務局

売買価格の1%を北海道農業公社に支払うこととなっているため。

議長

ほかにございせんか。

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 1の1を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長

日程第3 「諮問第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

諮問第2号について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画案を定めるにあたり、所有者及び借受予定者との利用調整がなされ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する。と認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条及び第19条並びに農地中間管理事業の規定等に基づき、貴会の意見を求めます。  
なお、次の計画案のとおり認可申請されれば即日公告できるものとする。

令和7年10月9日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積等促進計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件等を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧願います。

以下、諮問第2号朗読。

2の1

出し手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は4筆合計で20,518㎡です。事業は農地売買等事業の貸付タイプです。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第2号 2の1 について、提案に関する補足説明を願います。

「7番、沼沢春美 委員」

沼沢委員

7番 沼沢です。諮問第2号 2の1 について、補足説明いたします。

2の1

出し手 札幌市の 北海道農業公社

受け手予定者 ○○○○の ○○○○さん  
所在地は、○○地区の ○○道路付近になります。  
旧保有合理化事業により、北海道農業公社と5年間賃貸することになりました。  
慎重審議をよろしくお願いします。

---

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号 2の1を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。(○○番 ○○○○委員 着席)

ここで、議長を交代いたします。

---

佐藤  
職務代理

日程第4 「諮問第3号 農用地利用集積等促進計画案の作成について」の件を議題  
といたします。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○○番 ○○○  
○ 委員の退席を求めます。(○○番 ○○○○委員 退席)

諮問第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局

諮問第3号について、ご説明いたします。  
農用地利用集積等促進計画案を定めるにあたり、所有者及び借受予定者との利用調整  
がなされ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する。と認められますので、  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条及び第19条  
並びに農地中間管理事業の規定等に基づき、貴会の意見を求める。  
なお、次の計画案のとおり認可申請されれば即日公告できるものとする。

令和7年10月9日提出 上富良野町長 齊藤 繁

農用地利用集積等促進計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成  
25年法律第101号）第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件等を満たしてい  
ると判断されます。  
審議の資料として、調査書をご覧願います。  
以下、諮問第3号朗読。

3の1

出し手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計9筆。地目は公簿現況ともに田及び畑で、面積は9筆合計で171,768㎡です。事業は農地売買等事業の貸付タイプです。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

---

佐藤  
職務代理

これをもって提案理由の説明を終わります。  
諮問第3号 3の1 について、提案に関する補足説明を願います。  
「4番、荻子弘記 委員」

---

荻子委員

4番 荻子です。諮問第3号 3の1 について、補足説明いたします。

3の1

出し手 札幌市の 北海道農業公社  
受け手予定者 〇〇〇〇の 〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区の 〇〇道路付近になります。  
旧保有合理化事業により、北海道農業公社と5年間賃貸することになりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

佐藤  
職務代理

これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

對馬委員

旧保有合理化事業との説明があったが、今後も記載を続けるのか。また、1%を賃貸料とするとあるが、旧事業ではどうであったか。

事務局

新制度の本格運用が始まった年度のため、今年度内は旧事業名を記載する予定。賃貸料は旧事業でも変わらず1%であった。

佐藤  
職務代理

ほかにございませんか。

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第3号 3の1を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 着席)

ここで、議長を交代いたします。

---

議 長

日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局

議案第1号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。

令和7年10月9日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

以下、内容を朗読。

1番

出し手、旭川市宮前1条3丁目3番15号の財務省 北海道財務局さん。受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は3筆合計で1, 294㎡です。権利移転・設定の理由は売買（国有地払下げ）となりました。

---

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第1号 1番について、提案に関する補足説明を願います。  
「11番、谷口弘道 委員」

---

谷口委員

11番 谷口です。議案第1号 1番 について、補足説明いたします。

出し手 財務省 北海道財務局

受け手 〇〇〇〇の 〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区の 〇〇道路沿いになります。

基盤整備事業の実施に伴い、国有地払い下げにより、〇〇〇〇さんに売買することになりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長

日程第6 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局

議案第2号について、ご説明いたします。  
農地法第4条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。  
令和7年10月9日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。  
以下、内容を朗読。

1番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計6筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は6筆合計で800㎡です。

2番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は4筆合計で2,500㎡です。

---

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第3号、1番について、提案に関する補足説明を願います。  
「2番 春名正義 委員」

---

春名委員

2番 春名です。議案第2号、1番について、補足説明いたします。

土地所有者及び申請者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区の〇〇道路沿いになります。

病害虫まん延防止対策事業の取組みとして、甜菜のストックポイントを農地内に設置することとなりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長

日程第7 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇  
〇 委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 退席)

議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局長

議案第3号について、ご説明いたします。  
農地法第4条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。  
令和7年10月9日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。  
以下、内容を朗読。

---

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第3号、1番について、提案に関する補足説明を願います。  
「3番 荒 仁 委員」

---

荒委員

3番 荒です。議案第3号、1番について、補足説明いたします。

土地所有者及び申請者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇 さん  
所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇付近になります。

病虫害まん延防止対策事業の取組みとして、甜菜のストックポイントを農地内に設置  
することとなりました。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 着席)

議 長

日程第8 議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。  
議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第4号について、ご説明いたします。  
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。  
令和7年10月9日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。  
以下、内容を朗読し、土地の経過を説明。

1番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿が雑種地で現況が農地・採草放牧地で、面積は1筆合計で379㎡です。

2番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿がため池で現況が農地・採草放牧地で、面積は1筆合計で6,658㎡です。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
議案第4号 1番、2番について、提案に関する補足説明を願います。  
「2番 春名正義 委員」

春名委員

2番 春名です。議案第4号 1番、2番 について、補足説明いたします。

1番 9月11日に 佐藤職務代理、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は 〇〇〇〇の 〇〇〇〇さん。  
所在地は 〇〇地区の 〇〇道路付近になります。  
土地の経過については、事務局の説明とおりです。  
公簿上は雑種地ですが、農地、採草放牧地とすることが適当と思います。

2番 9月11日に 佐藤職務代理、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の ○○○○さん。  
所在地は ○○地区の ○○道路付近になります。  
土地の経過については、事務局の説明とおりです。  
現況は田ですが、農地、採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

**議 長** これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 1番、2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**議 長** 本日の日程は、全て終了いたしました。

第28回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

---

以上、議案4件、諮問3件 の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後4時40分

---

上記第28回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年10月9日

上富良野町農業委員会長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_